

## 【分娩の予約・限度額適用認定証・出産育児一時金について】

当センターで出産をご希望の方は、分娩の予約が必要です。以下の手続きが必要です。

### 1. 分娩の予約方法

初診時にご案内いたしますので、まずは、産科をご受診ください。

また、入院の申し込みは**妊娠 20 週まで**にお済ませください。

#### 1) 必要な書類

- ①産科分娩予約申込書
- ②胎児 ID 発行依頼書
- ③産科医療補償制度登録証\*

#### 2) 書類の提出場所

場所：1 階入院受付

受付時間：平日 9:00～17:00

10～11 時、13～14 時は、混雑するためお待ちいただくことがあります。

#### \*産科医療補償制度

当センターは、産科医療補償制度の加入医療機関です。当センターでご出産される場合、産科医療補償制度登録証の提出が必須です。

前医で記載し、提出済みの方も新たな登録が必要になります。前医を記載した本人控えと併せて提出してください。

詳しくは公益財団法人日本医療機能評価機構ホームページの産科医療補償制度ページをご覧ください。【<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>】

### 2. 限度額適用認定証

帝王切開分娩や長期の管理入院の場合、入院診療費が高額になります。そういった場合には、限度額適用認定証の申請を推奨しております。

#### 1) 申請方法

申請書類が加入している健康保険証発行元ごとに異なります。

それぞれの健康保険証発行元へ申請を行ってください。

- ① 国民健康保険の方は、お住まいの市区町村窓口
- ② 保険組合または協会けんぽへ加入の方は、会社の担当部署もしくは保険組合または協会けんぽ

#### 2) 提出時期・場所：

入院中に 1 階入院受付に提出してください。**退院後のお取り扱いはありません。**

### 3. 出産育児一時金の医療機関直接支払制度合意文書について

本制度に合意した場合、直接支払制度の適応となり、当センターからご自身の加入している保険者へ出産育児一時金（42万円）を請求し、病院へ直接支払いを行ってもらうことで、ご自身の支払い額を軽減させることができます。

合意されない場合は、分娩費用全額を支払い、加入している保険者に対し出産育児一時金を申請することで42万円をご本人の口座に振り込まれます。

※産科医療補償制度対象外の出産の場合、支給上限額は404,000円となります。

#### 1) 手続き方法

合意文書<sup>※</sup>は、入院当日に入院受付へ提出してください。本制度に合意されない方も含め全員が提出してください。

提出いただいた合意文書は、写しに病院印を押したうえで請求書・出産費用明細書と併せてお渡しします。事後の出産育児一時金申請に際して、合意文書の写しが必要となります。休日・夜間の急な退院の場合、後日の精算時にお渡しします。

なお、一旦お支払いした後に合意の可否を変更することはできません。

※合意文書は入院用書類一式の中にあります。